

吉村庸輔

今こそ、社員に求められる姿の再定義と共有を！



16

個別的な労使問題がクローズアップされることが多くなりました。解雇や労働時間、割増賃金等

労務に関わるトラブルは、個別の問題であっても集団との関わりの中で発生しており、労使の間で、そもそもどのような契約が交わされていたかに因していきます。

労働契約法は第3条で「信義誠実の原則」を定めていますが、労働契約は、本来、労使の信頼関係が前提になります。このため、日々信頼関係作りに協力する従業員に対して、会社は「どのような働きぶりを求めているのか、伝え続ける」義務があり、それは指揮命令を履行することになると

考えます。しかし、指揮命令については、採用から退職までの様々な段階で、様々なツールを使いながら行われ、労使の糾を深める機能を果たさなければならぬのに、これまで意外なほど無頓着だつたのはなぜでしょうか？

先日、ある中小企業で、中途採用で3年ほど勤務している社員が、上司に暴言を吐き、トラブルになつたという事例がありました。地元では比較的大きな企業で勤務し、技術的な知識や経験を買われて採用した社員ですが、相手の存在を敬い、相手を理解しながら行動する協調性が基本になつていて、誰もついて来ないこと



いと伝えました。しかし、本人は自分の主張が聞き入れられず「残念」との主張を繰り返すばかりで平行線になりました。そこで、会社の理念「他者の尊重・チームワーク等」や、社員の行動原則を具体的に説明し、服務規律違反の指導文書を交付しました。

今までであれば、わざわざ書面にせずとも伝わったはずのことが、書面をもつてしても伝わらないようなケースが出ています。個別関係を重視するあまり、集団の関係性に対する意識が薄れています。うに感じます。会社が大切にする理念や、社員に求められる行動原則・職

務内容は、会社を取り巻く環境の変化に応じて、隨時見直しが必要ですが、皆さんの会社では出来ているでしょうか？ 経営幹部が、又は管理者が、求められる姿を具体的に再定義し共有する場を作り、自社なりの指揮命令に変えていくことで、企業風土（文化）を確立し、労使の糾と節度ある関係づくり（信義誠実の原則）を追及し続けることが可能になると思います。

（アームス経営工房・吉村社会保険労務士事務所所長・中小企業診断士・特定社会保険労務士・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄

社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決、マイナンバー制度対応

社会保険労務士法人
愛知労務管理
コンサルティング
TEL 052-961-0763
FAX 052-228-0302

ホワイト企業推進
社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています。